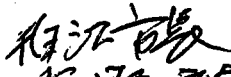


様式第1号

年 月 日



実施機関

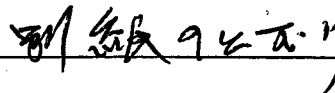

 灰野 裕 氏 へ

提案者氏名
 住所

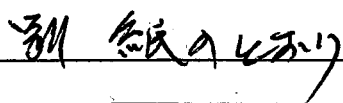
狛江市市民参加方法提案書

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則第2条第1項
 の規定に基づき市民参加の手続きの方法について賛同署名を添付し提案します。

(1) 市民参加の方法の提案を求める事案及びその内容等



(2) 市民参加の方法の提案を求める理由



※ 提案者及び署名者は狛江市在住・在勤・在学で申請提出日において18歳以上であること。ただし、18歳未満の者を対象とする行政活動に対する方法提案の場合は、当該行政活動の対象者を18歳以上とみなす。

平成23年9月16日

狛江市長 矢野 裕 様

提案者代表 氏名
住所

狛江市市民参加方法提案書

旧第七小学校跡地利用に際して、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則第2条第1項の規定に基づき市民参加の手続きの方法について、賛同署名を添付し提案します。

A 市民参加の方法を説明会以外にも求める事業、およびその内容、経過

- 1、 旧第七小学校跡地は平成18年11月1日学校としての用途を廃止、普通財産となる。
- 2、 平成19年4月から21年3月31日まで、教育部から建設環境部へ財産の引き継ぎをし、地域のオープンスペースとして暫定利用に供された。その際、市民要望から、元校庭に通り抜けの歩行者・自転車通路が設けられ、既存の校庭の緑に沿って、ゆるやかにカーブしたその道を市民は利用していた。
- 3、 平成20年3月17日、2422、25平方メートルが東京都下水道局へ売却される。
- 4、 平成21年5月14日、231、29平方メートルが同じく売却される。
- 5、 平成22年5月12日、旧第七小学校校舎の解体工事に際し、解体説明会が開かれた。その際、市民から「跡地の利用計画を示してほしい」との意見が出された。
- 6、 平成22年7月6日、跡地をゾーニングした利用構想を発表。自転車保管場所、特別養護老人ホーム、中学校給食センター、新設道路がゾーニングされていた。
- 7、 平成22年12月21日 跡地を区分けした利用計画を発表、跡地活用説明会として開催同時に貫通新設道路の説明もされる。その際、全体の緑の配置などを構想し、その中に施設の配置を考えるような、「総合計画を作るべき」そして、緑豊かな空間を作してほしい、子供たちが通った学校だからメモリアルになるものを、などの意見が出された。同時に既存の緑を残してほしい、などの意見が強く出された。既存緑の部分に新設道路が重なっているので、道路の形状を曲げるよう要望が出される。それに対して、交差点の形を90度にするために直線でないとだめだとの市側の回答が言われる。
- 8、 平成23年5月19日、跡地活用の予定のうち、自転車保管場所と貫通道路の説明会が開かれる。市民からは緑の計画と総合計画・全体計画はどうなったのか、市民にとっては避難所でもあった貴重なオープンスペースだった。地域にオープンスペースを残してほしい。開発や用途変更の際には、狛江市まちづくり条例では、3000平米以上の土地は6%の提供公園が必要との規定がある、市は自ら作った条例を守らないのか、6%の提供公園を既存の緑で対応すれば住民要望が実るのではないかと、市民の声を聞いてほしいというような意見が強く出される。また、自転車保管場所の構造についても多く意見が出される。
- 9、 平成23年8月4日、自転車保管場所・道路プラス跡地利用のイメージと緑化のイメージ図が示され、再度自転車置き場と道路の説明会が開催される。特別養護老人ホームの建設予定地が4500平米なので、まちづくり条例上の6%公園提供「開発等」案件になるとして、4500

平米の6%を地域のオープンスペースとして将来は（特養建設の事業者がその6%提供を負担することになるので）、市民に開放させる、そこに、既存の緑の一部を移植するという構想を狛江市は発表する。そして、第七小学校跡地全体の6%をオープンスペースとして地域に残すことは頑として拒否した。それに対して市民からは、新設道路は都市計画にも基本計画にもないもので新たに自分の家の後ろに道路を造られる市民としては、1.5メートルの植栽帯のみが緩衝帯という道路計画は忍従しがたいのではないか？という意見が出された。それまでの案は植栽帯が1メートルであったのを50センチ広げた、これが精いっぱいだ、この案でやらせてほしいという回答であった。一方、市民からは特養や給食センターの規模の妥当性などの説明がほしい、自転車保管場所も含めそれぞれの施設を小さくして、既存の緑を残してオープンスペースを作るとか、道路空間を緑豊かなものにし、災害時の延焼防止や避難道路としての性格を備えた、地域のいこいのスペースにしてほしいという意見が再び強く出され、市民が集まって、ブレインストーミングするようなワークショップをしたりしながら全体の構想を考える市民参加をさせるべきだとの意見が出された。それに対して、担当は「これでやらせてほしい」との言葉を繰り返し、市民から「それはないだろう」といわれ「持ち帰る」と回答し直し、説明会が終わった。

B 説明会以外にも市民参加の方法を提案する理由

- 1、以上のように、第七小学校跡地利用に際しては、緊急時、災害時の緊急車両が通り抜けるのと同時に避難道路にもなるような道路を作るとは市民合意できている。そのうえで、説明会では一貫して既存の緑を残す、総合計画を市民参加でつくる、地域にオープンスペースをという要望が出され続けたが、市役所は一向にそれに答えない。そればかりか、道路建設に対して「既存の緑を残してほしい」と要望した隣接4軒のうち3軒のお宅に訪問し、この案でやらせてほしいと頼む、中心になってまとめた人のお宅以外の3軒を訪問するなどのやり方を貫いており、質が悪いと言わざるを得ない。急ぐ事業があるなどはわかるが、市民参加を十分にさせて、より良い事業としていただくため、市民参加の方法、説明会の繰り返し、という方法だけでなく、ワークショップや市民検討会、市民主導のフォーラムなどを用いて、市民要望も受け入れたより良い事業としてほしい。その際、市役所は情報を十分に開示して、市民議論が有意義になるようにしてほしい。
- 2、特に、この地域は低層住宅地域なので、建設できる建物に限りがあるはずである。工場や倉庫は建てられない地域だ。そして、今までの公共用地がなくなるわけだから、十分に市民が考え、地域の住民が自ら決められるような決定プロセスをとることを要望する。
- 3、地域のオープンスペースと災害時の避難道路を緑豊かに機能的に地域が納得する形で作りつつ、公共施設再編方針で決められた施設である自転車保管場所と特養を建設すべきである。矢野市長は、「公共施設再編方針は、個別計画は再度市民の意見を聞く」と明言してきた。給食センターに至っては、基本計画にもなく、庁内検討委員会の提案を基に有識者関係者のみで現在遂行している状態で、しかも、工場に変わりはなく、この地域には特別な配慮をしないと建設はできないものである。ぜひ、説明会以外の市民参加の手法を用いて、特に、市民主体の検討会・フォーラムで①市民がまず地域を知る、分析する、基礎資料を共有する。②市の計画と市民の望むものを比較検討し、共有するものは何かを導き出す。③具体的にどうしたらよいかを検討する。このような事業決定のやり方をするよう要望する。

以上